社保審一介護給付費分科会		
第209回(R4. 3. 17)	資料 3	

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会 の検討結果について(報告)

令和3年度第2回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の評価検討結果について①

- 令和3年度第2回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会(令和4年3月2日開催)において、以下の5件について 評価検討を行った。
 - ・開発企業等から提案のあった福祉用具 4件(令和2年11月1日~令和3年10月31日新規受付)
 - ・令和2年度第4回評価検討会において、「評価検討の継続」とされ、追加のエビデンスデータ等が整理された 1件
- 評価検討にあたっては、「介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方」(7要件)、評価検討の視点に基づき 行ったところ。
- その結果、介護保険の福祉用具の対象として、「否」が4件、「評価検討の継続」が1件とされた。

■ 福祉用具 4件(新規)の提案内容

提案機器	概要	総合的評価	結果
①馬乗り型電動車いす	貸与種目の範囲に「馬乗り型 電動車いす」または「馬乗り 型モビリティ」を追加。	 ○ 要介護者等高齢者において使用できる対象者像が想定できないことや示されたデータは施設(特養・老健)における市場調査のみであり、在宅における住環境や要介護者が利用することによってどのような自立の促進や介護者の負担軽減が図られた提案になっていない。 ○ 当初は介助者の常時見守りが必要であり、後方移動や旋回等従来の車いすとは異なる動作が求められるなど、通常の車いすと比べて利用時の安全性に配慮が必要と考えられるが、当該対応については、準備中または検討中のものが見られ、想定されるリスクに対する対応が不十分である。 ○ 上記の点について、在宅での使用例に基づき自立助長や安全に利用される対策を示すことや、提案されている効果についての定量的なデータを用いた検証結果が得られる必要がある。 	否
②衝撃吸収マット	高齢者の転倒による骨折を減らすため、歩いている時は硬く、転んだときだけ柔らかいマットについて、福祉用具の対象化を提案する。	 ○ 示されたデータは病院や施設における提供実績や実証実験であるが、在宅における住環境との違いもあり、利用対象者像や利用効果(骨折の減少率、移動の活性化等)を含め、要介護者が利用することによって自立の促進や介護者の負担軽減を図られる福祉用具であることを示す提案になっていない。 ○ 要介護・要支援者でない者も使用が想定され、一般製品との差別化が困難であり、貸与種目としての保険適用の合理性は認められないものと考える。 	否

令和3年度第2回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の評価検討結果について②

提案機器	概要	総合的評価	結果
③誤嚥予 防椅子	「摂食」種目を新たに追加し、 新知見で得た誤嚥をし難く、円 滑な嚥下での食事を可能にする 頸部前屈位の摂食姿勢の安定、 保持方式機能を搭載した摂食専 用椅子を摂食種目の福祉用具と して提案する。	 ○ 施設や病院における活用データは示されているものの、在宅の生活で本製品を必要とする利用対象者の特定や、在宅の要介護者等が使用する具体的な環境を想定し、要介護者等が利用することによって自立の促進や介護者の負担軽減が図られる福祉用具であることを示す提案になっていない。 ○ 一般製品との差別化については、市場においてデザイン構造上、区別することは困難である。 ○ 誤嚥予防は様々な要因が関係することを踏まえ、姿勢保持用具として考えられるのか、また使用時に医療専門職の指導を受けた福祉用具専門相談員が、習熟するまで利用者に指導することが望ましいこととしていること等から、有効な活用および利用安全の観点から、医療専門職及び医学的管理下においてなされるものかどうかの整理も必要である。 	否
④認知機 能測定・ 訓練機器	認知機能の測定及び訓練ができる本機器により、トレイルメーキングテストとペグを用いる事により、認知機能の状況が把握でき、ペグを指先で掴み指定の場所に入れる事により脳を刺激し、楽しく自主訓練になる。	○ 認知機能を評価する測定器及び訓練ツールとしての有効性を示しているが、自立促進や介助者負担軽減の効果は示されておらず、市販されているトレーニングツール等の一般製品との区別が明らかでない。○ 医療機器には該当せずとも、医療の観点から使用するものと解され、日常生活で使用する機器ではないため、保険給付になじまない。	否

■ 福祉用具 1件(継続)の提案内容

提案機器	概要	総合的評価	結果
①入浴用補 助椅子	浴用椅子に付属する複数のノズ ルから温水シャワーを噴出し、 浴槽に入ることなく温浴を可能 とする用具について、福祉用具 の対象化を提案する。	 ○ 前回の評価(利用対象者像に対して、軽減された具体的な介助行為の内容やその程度の提示の必要性)について、追加で提出されたデータは一定程度整理されており、居宅における入浴支援に資するものであると評価された。しかし、今回行われたアンケート調査はユーザーの主観的内容を聞き取ったものであり、「客観的測定法」として、指標を用いた質問紙等を活用した量的データを分析し、結果を示す必要がある。 ○ また、簡易浴槽としての有効性・安全性(入浴の代替効果等)を示すためには、今回整理した対象別に、効果に関する定量的な数値の変化等を客観的に示す検証が必要である。 	評価検討 の継続 2

(参考)介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会について

【目的】

利用者や保険者等の意見・要望を踏まえ、新たな種目・種類の取り入れや、拡充等の検討のため、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会を開催。

【検討事項】

- ・介護保険の給付対象となる福祉用具・住宅改修の新たな種目・種類の追加や拡充についての妥当性や内容に関すること。
- ・その他、介護保険の福祉用具・住宅改修に関すること。

【評価・検討の流れ】

■新規提案の場合

通年	厚生労働省HPより提案票の受付。(11月以降に受付けた提案は、次年度の検討会で評価・検討)
11月~1月	提案資料の確認。評価検討に必要な情報が不十分な場合、委員の助言を踏まえ、追加データを提案者に依頼。
2月~3月	評価検討会を開催し、提出された要望について種目・種類の追加や拡充の妥当性や内容を評価・検討。

■「評価検討の継続」と判断された提案の場合

通年 | 必要なエビデンス等が整理され次第、随時評価検討を実施。(改めての提案票の提出は不要)

(イメージ)

保 険 者 · 利 用 者 事 業 者 関 係 団 体 等 委員等による 事前の評価

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会



厚

生

社会保障審議会 介護給付費分科会

働

省

労



告示改正 等の実施

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会 構成員 (順不同・敬称略)

氏 名	所 属・役 職	氏 名	所 属・役 職
石田 光広	稲城市 副市長	久留 善武	一般社団法人シルバーサービス振興会 事務局長
伊藤 利之	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問	五島 清国	公益財団法人テクノエイド協会 企画部長
井上 剛伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 部長	濵田 和則	一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長
井上 由起子	日本社会事業大学専門職大学院教授	松本 吉央	産業技術総合研究所 人間拡張研究センター
岩元 文雄	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事長	山内 繁	NPO法人支援技術開発機構 理事長
上野 文規	介護総合研究所 元気の素 代表	渡邉 愼一	一般社団法人日本作業療法士協会 生活環境支援推進室 副室長
大河内 二郎	介護老人保健施設竜間之郷施設長		令和3年11月時点

(参考)介護保険福祉用具における評価・検討の視点 ①

評価検討項目	評価検討(有効性・安全性) の視点	検討のための資料
①要介護者等の自立の促進又は 介助者の負担の軽減を図るも の	□利用対象者が明確である □主たる使用場面が示されている □日常生活の自立に資する効果が示されている (動作が容易になる、活動・社会参加の促進、介護 予防に資する等含む)	□提案票 □第3者等による 検証結果
	□日常生活上の便宜及び機能訓練や介助者の負担の 軽減の効果が示されている	
	※機能訓練の効果については、心身機能に関する効果のみでなく、活動や参加に資するものを示していること □実証(エビデンス)データを示している □対象(具体的な症例を含む) □方法 □指標 □結果 □結果に基づいた提案(性能との関係が明確である)となっている	□その他
(①の再掲) 利用の安全性 ※情報セキュリティー(別途)	□利用が危険と考えられる心身の状況が示されてい る	
	□使用上のリスクが示され、対応している □安全に使用するための注意事項が示されている (想定されるリスクに対する注意や警告を含む □危険が生じると考えられる、仮説に対する対応策	□取り扱い説明書 □利用安全マニュ アル
	が示されている □洗浄方法が明確に示されている □消毒方法が明確に示されている □保守(メンテナンス)方法が記載されている	□その他
②要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを 有するもの	□一般の生活用品ではない □介護のための新たな付加価値を付与したもの □無関係な機能が付加されていない	□提案票□カタログ

保険適用の合理性 □一般国民との公平性や経済性、有効 性、保険給付への影響等の観点から 総合的に勘案 【総合的勘案の視点】 □要支援・要介護者の日常生活におけ る機能として欠かせない □要支援・要介護者の日常生活を支え る不可欠な機能とは無関係の機能を 伴わない □介護保険以外の他のサービスや製品 等の代替が原則困難である □一般的に低価格なものではない

(参考)介護保険福祉用具における評価・検討の視点 ②

評価検討項目	評価検討(有効性・安全性) の視点	検討のための資料
③治療用等医療の観点から使用 するものではなく、日常生活 の場面で使用するも の	□医療機器ではない □日常生活の場面で使用するもので特別な訓練を経 ずとも安全に使用が可能である	□提案票
④在宅で使用するもの	□在宅での利用を想定しているもの	□提案票
⑤起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、 身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの	□要介護者・要支援者の日常生活動作の支援を目的としている □身体機能そのものを代行・補填するものではない □補装具との区別が明確である ※低下した特定の機能を補完することを主目的としない	□提案票
⑥ある程度の経済的負担があり、 給付対象となることにより利 用促進が図られるもの	□給付対象となることにより、市場への供給が高まり、利用が促進されるもの(経済的負担を伴う)	□提案票
⑦取り付けに住宅改修工事を伴 わず、賃貸住宅の居住者でも 一般的に利用に支障のないも の	□取り付けに住宅改修工事を伴わない □持ち家と賃貸住宅に差がない	□カタログ □取り扱い説明書

